

議案第17号

議会の議決を経るべき議案の原案について
(鳥栖市社会教育研修場設置条例の廃止について)

上記の議案を提出する

平成29年11月8日

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

(提案理由)

鳥栖市社会教育研修場設置条例を廃止したいため、鳥栖市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則第2条第10号の規定によりこの案を提出する

鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例案の概要（生涯学習課）

1 改正の理由・内容

社会教育研修場の老朽化に伴い、社会教育研修機能を地域休養施設及び滞在型農園施設へ移管し、鳥栖市社会教育研修場設置条例を廃止するもの

2 施行日

平成30年4月1日

鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

鳥栖市条例を廃止する条例（昭和41年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第64条の次に次の1条を加える。

第65条 鳥栖市社会教育研修場設置条例（昭和43年条例第17号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

平成29年12月 日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

鳥栖市社会教育研修場設置条例を廃止したいため、この案を提出する。

鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例案新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
第64条 略	第64条 略 第65条 鳥栖市社会教育研修場設置 条例(昭和43年条例第17号)は、 <u>廃止する。</u>

社会教育研修場の概要

(1) 設置目的

青少年の健全な育成と成人教育の振興を図るため、団体生活を通じ各種の研修、体育及び野外活動を行う施設

(2) 所在地 鳥栖市河内町2120番地

(3) 建物概要 昭和43年建設 木造2階建(昭和63年一部増築)
(旧庁舎の一部を移築。1階142.33㎡、2階91.90㎡)

(4) 施設の状態

- ・築49年以上が経過し老朽化が激しく、風呂やシャワー等もなく、トイレも汲み取り式であるなど建設当時の設備のままである。
- ・雨漏りや床下の湿気による天井、床など腐食が進み、使用不能な個所が多く、危険な状態である。

※平成27年度より、安全上の問題を理由から施設内の宿泊利用を許可せず、テント利用や日帰り利用者へのトイレ・水回りの使用についてのみを許可している。

(5) 利用状況

	H18年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
利用者数(人)	725	490	493	197	90
利用日数(日)	25	22	23	12	6

* H29年10月現在2日の利用あり。

- ・利用者(団体)が固定化し、減少している。

(6) 使用料 無料

(7) 施設の写真

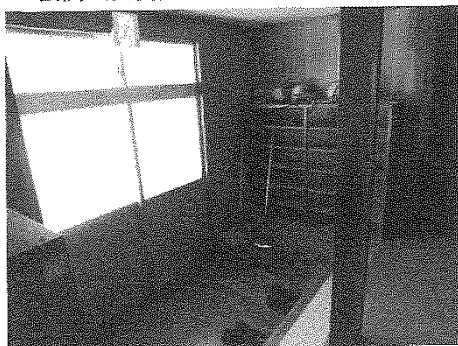
正面



西側



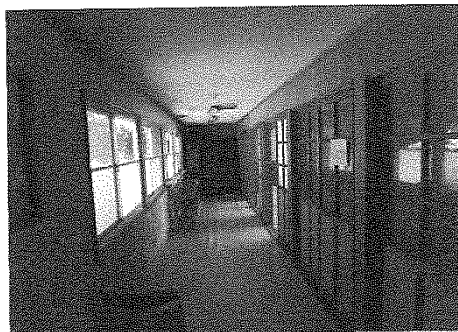
玄関（内側）



1階広間



広縁（北側）



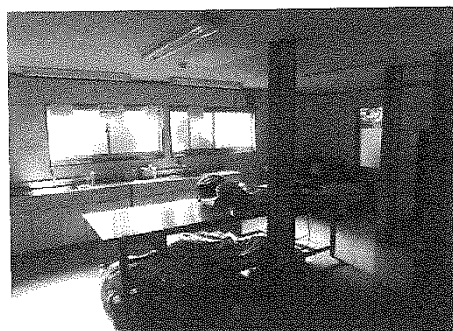
手洗い場（広縁）



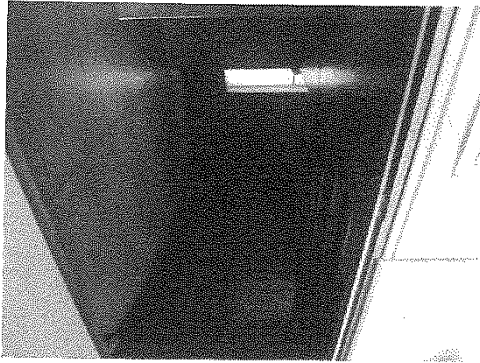
広縁（天井）



調理室



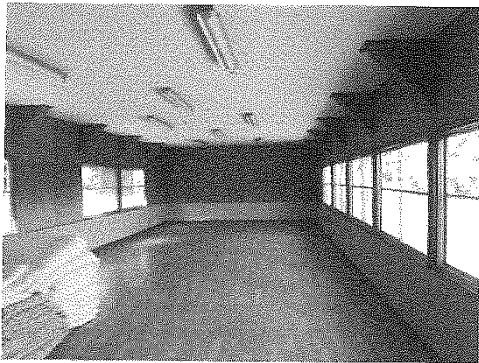
階段



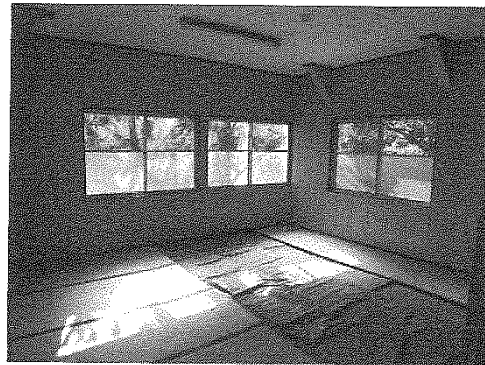
トイレ（女性）



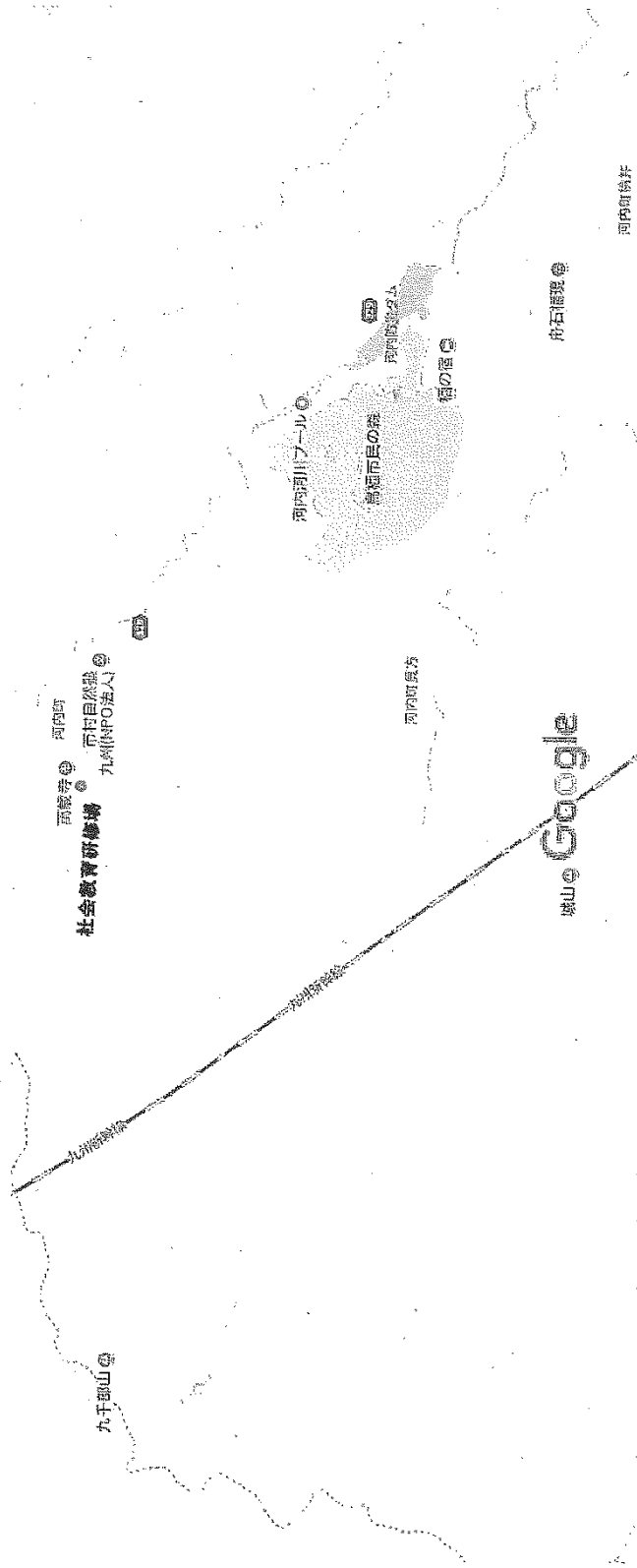
2階広間



2階西 畳間



Google



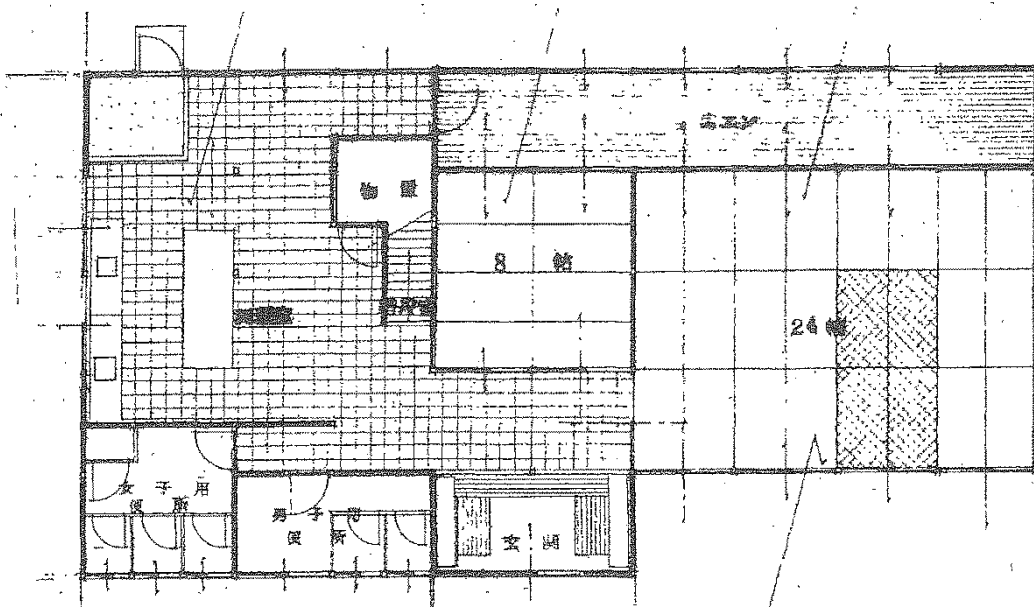
- ・ 栖の宿から葛城寺の距離: 約3.8km
- ・ 所要時間: 車12分 徒歩44分
- ・ 高低差: 145m

地図データ ©2017 ZENRIN 200 m

鳥栖市社会教育研修場

○平面図

1階



2階

